公益財団法人 日本ゴルフ協会 役員職務権限規程

制定 平成29年 3 月 9 日 一部改正 平成30年 6 月 20 日 一部改正 令和3年 12 月 16 日 一部改正 令和6年 6 月 5 日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会(以下「この法人」という。) における役員及び管理職が遂行する基本的な職務及び職務権限を定め、 その責任の明確化と業務の効率的執行を図ることを目的とする。

(会長)

- 第2条 会長は、この法人の最高経営責任者(CEO)としてこの法人を代表する。
 - 2 会長の職務権限は、次のとおりとする。
 - (1) 評議員会の招集。
 - (2) 理事会を招集し、議長となること。
 - (3) 臨時理事会の開催。
 - (4) 委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱。
 - (5) 部会の部会長及び委員の委嘱。
 - (6) 職員の懲戒及び表彰。
 - (7) 定款の制定、改廃につき、評議員会、理事会への提案。
 - (8) 規程等の制定、改廃につき、理事会への提案。
 - (9) 予算計上されていない事案につき、理事会への提案又は支出の執行。
 - (10) 予算計上されていない契約につき、理事会への提案又は契約の締結。
 - (11) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告。

(副会長)

- 第3条 副会長は、会長を補佐し、会長、理事会、常務理事会から要請、委嘱 を受けた特命事項を管掌する。
 - 2 副会長は、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会が予め 決定した順序によって、その職務を代行する。

(専務理事)

- 第4条 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事業執行責任者(COO)として事務局を統轄しこの法人の業務を執行する。
 - 2 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。
 - (1) 事業の統轄及び渉外業務の管掌。
 - (2) 理事会において決定される管掌委員会について、当該委員会の委員

長と合意の上での副委員長及び委員並びに部会長及び委員の選任 及び解任。

- (3) 職員の任免及び職務の指定。
- (4) 職員の研修に関する事項の決定。
- (5) 職員の福利厚生に関する事項の決定。
- (6) 予算計上されている支出の執行。
- (7) 予算計上されている契約の締結。
- (8) 寄附金の執行。
- (9) 交際費の執行。
- (10) 慶弔費の執行。
- (11) 動産の賃貸借。
- (12) 情報公開に関する事項の決定。
- (13) 各種スポーツ賞候補者に関する事項の決定。
- (14) 各種後援及び協力依頼に関する事項の決定。
- (15) 専務理事は、副会長が欠けたとき又は副会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (16) その他前各号と同等の事項の決定。
- 3 専務理事の担当職務の専務執行役による遂行

専務理事が選任されない場合、理事会は、専務理事が所掌する職務の遂行のため、専務執行役(CE) を選任し、前項各号の職務の全部又は一部を執行させることができる。また職務の遂行状況に関して、理事会は、専務執行役を事務局の一員として理事会への参加を求め、報告等を求めることができる。

なお、専務執行役の報酬待遇等の条件は当該専務執行役との個別契約で 定めるものとし、専務理事の報酬待遇等に原則準じるものとする。

4 専務理事代行の選任

前項の場合、常務理事会は、必要に応じ、専務理事代行を選任することができる。

この場合、専務理事代行が所掌する職務は、この法人が加盟する上位団体・上位組織(公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本スポーツ協会等)の会議・会合のように「専務理事」の肩書を有する者のみが出席・参加することが認められる対外的業務のみとし、前項の専務執行役が担当する職務は、専務理事代行の所掌する職務に含まないものとする。

5 この法人が定める他の規程中の「専務理事」の文言は、本条の施行日以降、「専務理事(専務執行役を含む)」と読み替える。

(常務理事)

- 第5条 常務理事は、この法人の業務を部門別に分担執行し、会長の諮問に対し意 見具申を行う。各常務理事の担当する業務部門は、理事会において決定す る。
 - 2 常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 前項により決定された担当業務部門傘下の各委員会を所管し、当該委員会の委員長と合意の上、副委員長及び委員並びに部会長及び委員の選任及び解任。
- (2) 専務理事(専務執行役を含む)の事業執行の補佐。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 事務局の組織に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この規程は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。
- この規程は、平成31年1月1日から施行する。